

◇浦添市 構造改革特別区域計画変更認定申請 新旧対照表

下線で示すように変更する。

(1) 構造改革特別区域計画（本体）

変更前	変更後
1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 浦添市	1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 浦添市
2 構造改革特別区域の名称 浦添市児童発達支援センター給食搬入特区	2 構造改革特別区域の名称 浦添市児童発達支援センター給食搬入特区
3 構造改革特別区域の範囲 浦添市の全域	3 構造改革特別区域の範囲 浦添市の全域
4 構造改革特別区域の特性 浦添市（以下「本市」という。）は、沖縄本島の南側に位置し、東シナ海に面する西海岸沿いにある。東に西原町、南に那覇市、北東に宜野湾市が隣接している。市域（飛地を含む）は、東西 8.4km、南北 4.6km で、北を頂点として南西と南東に広がった扇状の形をしており、総面積 19.48 km² を有する人口約 11 万 5 千人のまちである。 本市の障害児支援施策としては、障害児の保護者による自主的な母子保育活動を前身に、昭和 63 年 4 月、心身障害児通園事業たんぽぽ園（以下「たんぽぽ園」という。）を開所し、本市社会福祉協議会への業務委託による運営をスタートさせた。 たんぽぽ園は、発達に遅れのある児童の早期支援や早期療育体制の受け皿として、親子通園による療育・相談支援を通して本市の発達支援・家族支援の一翼を担ってきた。その後、支援費制度や障害者自立支援法などの制度変遷を経て、児童福祉法に基づく児童発達支援事業として、本市で唯一、保護者と通園する障害児通所支援事業所を本市の補助を活用しながら、受け継ぎ運営してきた。 近年、本市では毎年約 1,500 人の子どもが出生する中、これまでの乳幼児健診などの母子保健事業と連携した発達障害における早期発見・早期支援などの取り組みによって発達支援事業へのニー	4 構造改革特別区域の特性 浦添市（以下「本市」という。）は、沖縄本島の南側に位置し、東シナ海に面する西海岸沿いにある。東に西原町、南に那覇市、北東に宜野湾市が隣接している。市域（飛地を含む）は、東西 8.4km、南北 4.6km で、北を頂点として南西と南東に広がった扇状の形をしており、総面積 19.48 km² を有する人口約 11 万 5 千人のまちである。 本市の障害児支援施策としては、障害児の保護者による自主的な母子保育活動を前身に、昭和 63 年 4 月、心身障害児通園事業たんぽぽ園（以下「たんぽぽ園」という。）を開所し、本市社会福祉協議会への業務委託による運営をスタートさせた。 たんぽぽ園は、発達に遅れのある児童の早期支援や早期療育体制の受け皿として、親子通園による療育・相談支援を通して本市の発達支援・家族支援の一翼を担ってきた。その後、支援費制度や障害者自立支援法などの制度変遷を経て、児童福祉法に基づく児童発達支援事業として、本市で唯一、保護者と通園する障害児通所支援事業所を本市の補助を活用しながら、受け継ぎ運営してきた。 近年、本市では毎年約 1,500 人の子どもが出生する中、これまでの乳幼児健診などの母子保健事業と連携した発達障害における早期発見・早期支援などの取り組みによって発達支援事業へのニー

ズが高まり、民間の障害児通所支援事業所等が徐々に増えてきたものの、親子通園を希望する保護者等に対する受け入れ施設が不足しており、十分な対応ができていない状況である。

これらの状況を受けて、発達障害の確定診断に至らない子どもたちやその保護者の早期支援を含めた取り組みを強化するため、本市では親子で通える障害児通所支援事業所（児童発達支援）や親子通園型発達教室に加え、障がい者（児）基幹相談支援センターの機能を有する障がい福祉関連複合施設を、令和3年4月1日の供用開始に向けて整備中である。

一方、障害福祉計画等における国の基本指針により、各市町村に対する成果目標の一つとして位置付けられている児童発達支援センターの設置について、本市においてははまだ1か所も整備がされていない状況に加え、障がい児者に対するライフステージに応じた切れ目のない支援を行うにあたり、相談支援事業と保育所等訪問事業といった地域支援を併せて行うセンター設置の必要性が、年々高まっている。

そこで、本市障がい福祉関連複合施設内に併設の障害児通所支援事業所において、新たに保育所等訪問支援事業及び障害児相談支援事業を拡充し、児童発達支援センターとして設置する予定としているが、施設内で調理を行い食事の提供を行う調理室の整備等が障壁となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

児童発達支援センターは、障害児通所支援事業を実施するとともに、地域の障害児やその家族への相談や助言を行うなど、地域の中核的な役割を担う障害児の療育支援施設として位置付けられている。当センターの設置に際しては、食事提供業務の効率化が課題となっている。

今回、本市が開設する児童発達支援センターは、当初、障害者（児）基幹相談支援センター、親子通園型発達教室の機能を兼ね備えた本市障がい福祉関連複合施設内に併設予定の障害児通所支援事

ズが高まり、民間の障害児通所支援事業所等が徐々に増えてきたものの、親子通園を希望する保護者等に対する受け入れ施設が不足しており、十分な対応ができていない状況である。

これらの状況を受けて、発達障害の確定診断に至らない子どもたちやその保護者の早期支援を含めた取り組みを強化するため、本市では親子で通える障害児通所支援事業所（児童発達支援）や親子通園型発達教室に加え、障がい者（児）基幹相談支援センターの機能を有する障がい福祉関連複合施設が、令和3年4月1日に供用開始された。

一方、障害福祉計画等における国の基本指針により、各市町村に対する成果目標の一つとして位置付けられている児童発達支援センターの設置について、本市において____1か所が設置されており、____障がい児者に対するライフステージに応じた切れ目のない支援を行うにあたり、相談支援事業と保育所等訪問事業といった地域支援を併せて行っている。

そこで、本市障がい福祉関連複合施設内に併設の障害児通所支援事業所において、新たに保育所等訪問支援事業及び障害児相談支援事業を拡充し、児童発達支援センターを設置____しているが、施設内で調理を行い食事の提供を行う調理室の整備等が障壁となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

児童発達支援センターは、障害児通所支援事業を実施するとともに、地域の障害児やその家族への相談や助言を行うなど、地域の中核的な役割を担う障害児の療育支援施設として位置付けられている。当センターの設置に際しては、食事提供業務の効率化が課題となっている。

____本市が開設する児童発達支援センターは、____障害者（児）基幹相談支援センター、親子通園型発達教室の機能を兼ね備えた本市障がい福祉関連複合施設内に併設された障害児通所支援事

業所について、新たに保育所等訪問支援事業及び障害児相談支援事業を拡充し、<u>児童発達支援センターとして設置するもので、運営については指定管理者制度を導入することとしている。</u> 本特定事業により、指定管理者が給食の外部搬入を利用可能にすることで、調理室スペースの簡略化に加え、人件費などの運営コストの合理化にもつながり、より療育業務に注力することができる。また、経営の安定や療育の質の向上が図られることで、利用者にとっての利点のみにとどまらず、関係機関とのネットワーク構築などを通じた地域支援を充実させ、地域における児童発達支援の中核的な役割を担うことができる。 さらに当センター事業の実施により、障がい福祉関連複合施設内の障害者（児）基幹相談支援センターや親子通園型発達教室との連携強化が図られ、障害児から障害者までの一体的な支援の向上が期待できる。 6 構造改革特別区域計画の目標 給食の外部搬入による運営コストの合理化により、児童発達支援センターの設備や人員配置などに注力し、経営の安定や療育サービスを向上させるとともに、児童発達支援センターに求められる地域における障害児支援の中核的な拠点としての役割を担うことを目標とする。 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済社会的効果 給食の外部搬入を実施することで、事業運営の合理化や経営の安定が見込まれる。また、児童発達支援センターの設置に伴い、身近な地域における療育拠点としての機能が充実し、早期支援・早期療育につながることで、本市における障害児支援体制の更なる充実が図られる。 8 特定事業の名称 939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	業所について、新たに保育所等訪問支援事業及び障害児相談支援事業を拡充して<u>おり、</u> _____指定管理者が運営_____している。 本特定事業により、指定管理者が給食の外部搬入を利用可能にすることで、調理室スペースの簡略化に加え、人件費などの運営コストの合理化にもつながり、より療育業務に注力することができる。また、経営の安定や療育の質の向上が図られることで、利用者にとっての利点のみにとどまらず、関係機関とのネットワーク構築などを通じた地域支援を充実させ、地域における児童発達支援の中核的な役割を担うことができる。 さらに当センター事業の実施により、障がい福祉関連複合施設内の障害者（児）基幹相談支援センターや親子通園型発達教室との連携強化が図られ、障害児から障害者までの一体的な支援の向上が期待できる。 6 構造改革特別区域計画の目標 給食の外部搬入による運営コストの合理化により、児童発達支援センターの設備や人員配置などに注力し、経営の安定や療育サービスを向上させるとともに、児童発達支援センターに求められる地域における障害児支援の中核的な拠点としての役割を担うことを目標とする。 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済社会的効果 給食の外部搬入を実施することで、事業運営の合理化や経営の安定が見込まれる。また、児童発達支援センターの設置に伴い、身近な地域における療育拠点としての機能が充実し、早期支援・早期療育につながることで、本市における障害児支援体制の更なる充実が図られる。 8 特定事業の名称 939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
--	---

(2) 構造改革特別区域計画 (別紙)

変更前	変更後
1 特定事業の名称 939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	1 特定事業の名称 939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 構造改革特別区域内の児童発達支援センター	2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 構造改革特別区域内の児童発達支援センター
3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 令和3年(2021年)4月1日	3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 令和3年(2021年)4月1日
4 特定事業の内容 構造改革特別区域内における児童発達支援センター(以下「センター」という。)の管理運営については、給食を含めて浦添市(以下「本市」という。)が指定した指定管理者が行う。給食については、本市が指定した指定管理者と民間事業者の契約に基づき、民間事業者において調理し、搬送も当該民間事業者が行う。 搬送にあたっては、センターと調理業務を行う民間事業者との位置関係、提供する給食の形態等の状況を踏まえながら、適切に管理し、搬送する。	4 特定事業の内容 構造改革特別区域内における児童発達支援センター(以下「センター」という。)の管理運営については、給食を含めて浦添市(以下「本市」という。)が指定した指定管理者が行う。給食については、本市が指定した指定管理者と民間事業者の契約に基づき、民間事業者において調理し、搬送も当該民間事業者が行う。 搬送にあたっては、センターと調理業務を行う民間事業者との位置関係、提供する給食の形態等の状況を踏まえながら、適切に管理し、搬送する。
5 当該規制の特例措置の内容 (1) 環境整備 構造改革特別区域におけるセンターでは、障がい児に対する食事の提供の責任はセンターにあるものとし、給食の調理はアレルギー除去食など利用児童個々の特性に合わせたものも含め、必要な調理器具等が整備されている搬入元の民間事業者の調理施設で同民間業者職員が行い、搬送や保存、配膳、冷蔵・冷凍、提供、アレルギー除去食などの確認については、民間事業者等と本市が指定した指定管理者が委託契約に必要事項を定め、民間事業者と本市が指定した指定管理者が互いに責任を持って行う。 またセンターの調理室は、保存、配膳、冷蔵・	5 当該規制の特例措置の内容 (1) 環境整備 構造改革特別区域におけるセンターでは、障がい児に対する食事の提供の責任はセンターにあるものとし、給食の調理はアレルギー除去食など利用児童個々の特性に合わせたものも含め、必要な調理器具等が整備されている搬入元の民間事業者の調理施設で同民間業者職員が行い、搬送や保存、配膳、冷蔵・冷凍、提供、アレルギー除去食などの確認については、民間事業者等と本市が指定した指定管理者が委託契約に必要事項を定め、民間事業者と本市が指定した指定管理者が互いに責任を持って行う。 またセンターの調理室は、保存、配膳、冷蔵・

冷凍、再加熱、きざみ食等、児童の個々の特性に合わせた対応を行うための必要な調理器具を揃えることとしている。

(2) 児童の特性に応じた対応

給食の提供は昼食1回とし、献立等については委託民間事業者職員（栄養士）が作成するとともに、児童の発達段階に応じた味付け・固さ・大きさを工夫（例えばご飯をお粥に切り替えるなど）するなど、児童の障がいの特性によって必要に応じた個別の対応を行う。

また給食での必要な栄養素量の確保のみならず、保護者や医師から得られた情報に基づき、アレルギーの状態や体調不良等に十分配慮し、除去食の提供等に適切に応じる。

さらに、児童の食事の様子を観察し、その観察場面での気付き等を職員間で共有しながら、必要に応じて保護者との面談を行うとともに、定期的にメニュー等について委託民間事業者との調整を行う。

検食については毎回利用児童に提供する前にセンター職員が行うこととし、異物混入等の異常がないか確認を行うとともに、検食日誌を日々記録し保管する。

(3) 衛生管理

外部搬入を行う際の衛生基準の遵守については、「保護施設等における調理業務の委託について」（昭和62年3月9日付社施第38号）において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号）第4の2の規定を遵守し、常に衛生管理を徹底するよう本市は指定管理者を指導する。

(4) 委託契約等の締結

構造改革特別区域内におけるセンターの給食は、本市が指定した指定管理者と民間事業者等が締結する契約に基づき、民間事業者の調理施設で事業者が調理を行う。

冷凍、再加熱、きざみ食等、児童の個々の特性に合わせた対応を行うための必要な調理器具を揃えることとしている。

(2) 児童の特性に応じた対応

給食の提供は昼食1回とし、献立等については委託民間事業者職員（栄養士）が作成するとともに、児童の発達段階に応じた味付け・固さ・大きさを工夫（例えばご飯をお粥に切り替えるなど）するなど、児童の障がいの特性によって必要に応じた個別の対応を行う。

また給食での必要な栄養素量の確保のみならず、保護者や医師から得られた情報に基づき、アレルギーの状態や体調不良等に十分配慮し、除去食の提供等に適切に応じる。

さらに、児童の食事の様子を観察し、その観察場面での気付き等を職員間で共有しながら、必要に応じて保護者との面談を行うとともに、定期的にメニュー等について委託民間事業者との調整を行う。

検食については毎回利用児童に提供する前にセンター職員が行うこととし、異物混入等の異常がないか確認を行うとともに、検食日誌を日々記録し保管する。

(3) 衛生管理

外部搬入を行う際の衛生基準の遵守については、「保護施設等における調理業務の委託について」（昭和62年3月9日付社施第38号）において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号）第4の2の規定を遵守し、常に衛生管理を徹底するよう本市は指定管理者を指導する。

(4) 委託契約等の締結

構造改革特別区域内におけるセンターの給食は、本市が指定した指定管理者と民間事業者等が締結する契約に基づき、民間事業者の調理施設で事業者が調理を行う。

調理にあたっては、「構造改革特別区域内における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について（平成 18 年 3 月 31 日障発第 0331011 号）の 3（2）及び（3）を遵守することとし、センターの運営管理者は、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうる体制及び調理業務の受託者との契約内容を確保する。また、調理業務の受託者については、センターにおける給食の主旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するものとする。

（5）食を通じた子どもの健全育成（食育）

給食の提供及び食を通じた子どもの健全育成（食育）については、「健康・食育うらそえ 21（浦添市健康増進計画・浦添市食育推進計画）」の内容を基本とする。

食事は大切な生活習慣のひとつであるため、食べる喜びや楽しさ、食べ物への興味関心を育み、健康な生活リズムを身に付けるため、子どもの発達段階に応じた食育を推進する。

個別支援計画の中に、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し、配慮すべき事項を定めた食育に関する事項を盛り込み、健康な生活の基本としての食を営む力の育成を図っていく。

【浦添市児童発達支援センターの概要（予定）】

- | | | | |
|---|--|------|-----|
| 1 | 定員 30 名 | | |
| 2 | 実児童数（給食を提供する児童数。児童発達支援の利用児童のうち、長時間の療育を受ける児童） | | |
| | 30 名 | | |
| 3 | 職員数 | 16 名 | |
| | 内訳 | | |
| | 管理者 | | 1 名 |
| | 児童発達支援管理責任者 | | 2 名 |

調理にあたっては、「構造改革特別区域内における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について（平成 18 年 3 月 31 日障発第 0331011 号）の 3（2）及び（3）を遵守することとし、センターの運営管理者は、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうる体制及び調理業務の受託者との契約内容を確保する。また、調理業務の受託者については、センターにおける給食の主旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するものとする。

（5）食を通じた子どもの健全育成（食育）

給食の提供及び食を通じた子どもの健全育成（食育）については、「健康・食育うらそえ 21（浦添市健康増進計画・浦添市食育推進計画）」の内容を基本とする。

食事は大切な生活習慣のひとつであるため、食べる喜びや楽しさ、食べ物への興味関心を育み、健康な生活リズムを身に付けるため、子どもの発達段階に応じた食育を推進する。

個別支援計画の中に、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し、配慮すべき事項を定めた食育に関する事項を盛り込み、健康な生活の基本としての食を営む力の育成を図っていく。

【浦添市児童発達支援センターの概要_____】

- | | | | |
|---|--|------|-----|
| 1 | 定員 30 名 | | |
| 2 | 実児童数（給食を提供する児童数。児童発達支援の利用児童のうち、長時間の療育を受ける児童） | | |
| | 30 名 | | |
| 3 | 職員数 | 20 名 | |
| | 内訳 | | |
| | 管理者 | | 1 名 |
| | 児童発達支援管理責任者 | | 2 名 |

保育士（非常勤含む）7名 児童指導員（非常勤含む）3名 相談支援専門員2名 医師（非常勤）1名	保育士（非常勤含む）8名 児童指導員（非常勤含む）3名 相談支援専門員1名 医師（非常勤）2名 心理士2名 (うち1名は、保育所等訪問支援員) 調理員兼事務員1名																																																
4 調理室の面積 6.763 m ²	4 調理室の面積 6.763 m ²																																																
5 調理設備・器具	5 調理設備・器具																																																
流し台、ガスコンロ（3口）、冷凍冷蔵庫、電子レンジ、配膳台、収納棚	流し台、ガスコンロ（3口）、冷凍冷蔵庫、電子レンジ、配膳台、収納棚																																																
6 配送計画（案）	6 配送計画（案）																																																
<table><tr><td>時間</td><td>調理業者 (民間事業者)</td><td>浦添市児童発達 支援センター</td></tr><tr><td>午前8時00分</td><td>調理開始</td><td></td></tr><tr><td>午前10時30分</td><td>調理完了、 配送開始</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>午前11時00分</td><td></td><td>受取、配膳準備</td></tr><tr><td>午前11時30分</td><td></td><td>配膳、喫食</td></tr><tr><td>午後12時10分</td><td></td><td>給食終了</td></tr><tr><td>午後2時00分</td><td>搬 出開始</td><td></td></tr></table>	時間	調理業者 (民間事業者)	浦添市児童発達 支援センター	午前8時00分	調理開始		午前10時30分	調理完了、 配送開始					午前11時00分		受取、配膳準備	午前11時30分		配膳、喫食	午後12時10分		給食終了	午後2時00分	搬 出開始		<table><tr><td>時間</td><td>調理業者 (民間事業者)</td><td>浦添市児童発達 支援センター</td></tr><tr><td>午前8時00分</td><td>調理開始</td><td></td></tr><tr><td>午前8時45分</td><td>調理完了 _____</td><td></td></tr><tr><td>午前9時15分</td><td>配送開始</td><td></td></tr><tr><td>午前10時30分</td><td>搬入</td><td>受取、配膳準備</td></tr><tr><td>午前10時45分</td><td></td><td>配膳、喫食</td></tr><tr><td>午後12時10分</td><td></td><td>給食終了</td></tr><tr><td>午後2時00分</td><td>容器回収、搬 出開始</td><td></td></tr></table>	時間	調理業者 (民間事業者)	浦添市児童発達 支援センター	午前8時00分	調理開始		午前8時45分	調理完了 _____		午前9時15分	配送開始		午前10時30分	搬入	受取、配膳準備	午前10時45分		配膳、喫食	午後12時10分		給食終了	午後2時00分	容器回収、搬 出開始	
時間	調理業者 (民間事業者)	浦添市児童発達 支援センター																																															
午前8時00分	調理開始																																																
午前10時30分	調理完了、 配送開始																																																
午前11時00分		受取、配膳準備																																															
午前11時30分		配膳、喫食																																															
午後12時10分		給食終了																																															
午後2時00分	搬 出開始																																																
時間	調理業者 (民間事業者)	浦添市児童発達 支援センター																																															
午前8時00分	調理開始																																																
午前8時45分	調理完了 _____																																																
午前9時15分	配送開始																																																
午前10時30分	搬入	受取、配膳準備																																															
午前10時45分		配膳、喫食																																															
午後12時10分		給食終了																																															
午後2時00分	容器回収、搬 出開始																																																
	※なお、配送開始から搬入までは、各事業所や施設を回りながら当該施設に配送されて来るため、1時間15分を要している。																																																